

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加島友愛会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

また、当法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、退職手当及び弔慰金等を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。また、退職手当及び弔慰金等を支給する。
 - 2 常勤役員及び非常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任により退任した者に支給する。
 - 3 法人設立当初から役員であり、「介護付き有料老人ホーム」の開設を含め、法人経営上の特段の重責を担った理事1名が退職又は死亡したとき、理事会の決議を経て特別功労金を支給する。
 - 4 常勤役員及び非常勤役員に対する弔慰金は、死亡により退任した者に支給するものとし、その遺族に支払われる。
- (3) 評議員並びに評議員選任・解任委員については、業務に応じた報酬を支給する。
- (4) 非常勤役員（理事）が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 特別功労金については、別表3に定める額
- (4) 弔慰金については、別表第4に定める算式により算出される額
- (5) 常勤役員の出張旅費は、旅費規程第19条及び第22条に定める額
- (6) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第5に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 特別功労金については、別表3に定める額
- (4) 弔慰金については、別表第4に定める算式により算出される額
- (5) 非常勤役員(理事)の出張旅費は、旅費規程第19条及び第22条に定める額

(当法人職員との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第6の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤職員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任により退職した後1カ月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から、報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の整理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額	通勤手当
理事長	月額1,183,000円	職員給与規程第10条の規定に準ずる額

別表2 (常勤役員及び非常勤役員の退職金算定式)

役員基準報酬月額1,000円 × 在任年数

※ 上記在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。

別表3 (特別功労金の算定式)

対象役員等	同規定第2条2項第3号の理事1名
支給額の算定式	職員が加入する大阪民間共済会及び独立行政法人福祉医療機構の退職給付金に準じる額

別表4 (常勤役員及び非常勤役員の弔慰金の算定式)

業務上の死亡	役員基準報酬月額1,000円 × 300ヵ月
その他の死亡	役員基準報酬月額1,000円 × 100ヵ月

別表5 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額	実費弁償費
評議員会への出席	16,000円	3,000円
上記以外の法人業務にあたった場合	16,000円	3,000円

(2) 理事

	日 額	実費弁償費
理事会への出席	16,000円	3,000円
評議員会への出席	16,000円	3,000円
上記以外の法人業務にあたった場合	16,000円	3,000円

(3) 監事

	日 額	実費弁償費
理事会及び評議員会への出席	16,000円	3,000円
上記以外で監事の業務にあたった場合	16,000円	3,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会への出席	16,000円	3,000円

別表6 職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

ただし、施設の職員としての業務を除く法人職に限り、実費弁償費を支給できる。